

別記第14号様式及び別記第15号様式を次のように改める。
 別記第14号様式及び別記第15号様式 削除
 附 則
 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成17年3月31日

熊本県公営企業管理者 永 田 昭 三

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局職員就業規程（昭和38年電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（サービスの原則）」に改める。
 第3条第2項中「出勤時限までに登庁し、自ら出勤簿に押印しなければならない」を「法令、条例、規則その他の規程を遵守し、かつ、上司の職務上の命令に従い、公正に職務を遂行しなければならない」に改め、第2項の次に次の1項を加える。
 3 職員は、県民全体の奉仕者であるという責務を常に自覚し、県民の不信と疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。
 別記第4の13の項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にの事情にある者を含む。次項において同じ。）」を加え、「14日」を「1月」に改め、「3日」の次に「（再任用短時間職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）」を加え、同表中20の項から22の項までを削り、19の項の次に次のように加える。

20	台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1週間を超えない期間内においてそのつど必要と認める期間
21	台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	そのつど必要と認める時間
22	台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむをえないと認められる場合	そのつど必要と認める時間

別表第4中19の項を削り、18の項を19の項とし、17の項の次に次のように加える。

18	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において管理者が定める期間内において、4日の範囲内でそのつど必要と認める期間
----	---	---

別表第4中17の項を削り、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、同表14の項中「5日」の次に「（養育する子が複数いる場合にあっては6日）」を加え、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

14	職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）の範囲内でそのつど必要と認める期間
----	---	--

別表第4中23の項及び24の項を削り、25の項を23の項とし、26の項から28の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則
 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成17年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則
 熊本県育英資金貸与規則（昭和47年熊本県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 緊急貸与

第2条第2項第3号中「育英貸与」の次に、「及び緊急貸与」を加える。

第5条第1項中「別記第1号様式」を「大学貸与を希望する者にあつては別記第1号様式、修学貸与を希望する者にあつては別記第2号様式、育英貸与を希望する者で、別に定める学力要件を満たすものにあつては別記第3号様式」に改め、同項第1号中「2号」を「4号」に改め、同項第2号中「3号」を「5号」に、「3号様式の2」を「6号様式」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）及び同法第82条の2に規定する専修学校の最高学年に在学する者で、条例第7条の2第1項に規定する貸与予約者になることを希望するもの（以下「予約申請者」という。）は、育英資金貸与予約者申請書（大学貸与を希望する者にあつては別記第7号様式、修学貸与を希望する者にあつては別記第8号様式、育英貸与を希望する者で、別に定める学力要件を満たすものにあつては別記第9号様式）に前項の各号に掲げる書類を添えて別に定める期日までに学（校）長を経由のうえ、教育委員会に提出しなければならない。

第5条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第7条の3に規定する学校に在学し緊急貸与を受けようとする者（以下「緊急申請者」という。）は、育英奨学生申請書（別記第3号様式）に、第1項の各号に掲げる書類及び同条第2項に掲げる事項を証する書類を添えて学（校）長を経由のうえ、教育委員会に提出しなければならない。

第6条第1項中「在学申請者及び予約申請者」を「在学申請者、予約申請者及び緊急申請者」に改め、同条2項中「育英貸与」の次に、「及び緊急貸与」を加える。

第7条第4項を第5項とし、第3項中「1号様式の4」を「12号様式」に、「別記第4号様式」を「大学貸与及び修学貸与にあつては別記第10号様式、育英貸与にあつては別記第11号様式」に改め、第3項を第4項とし、第2項中「前項」を「第1項又は前項」に改め、「別記第4号様式」を「大学貸与及び修学貸与にあつては別記第10号様式、育英貸与及び緊急貸与にあつては別記第11号様式」に改め、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は第5条第3項の申請があつたときは、速やかに育英奨学生を決定し、その結果を育英奨学生に通知するとともに、次に行われる育英奨学生候補者選考委員会に報告しなければならない。貸与期間を延長する場合についても同様とする。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、緊急貸与にあつては、育英奨学生として採用された年度末までとし、その年度末において家計急変の事由発生後1年以内の者については、緊急貸与継続願（別記第13号様式）の提出により翌年度末まで延長することができる。

第9条2項中「育英貸与」の次に「及び緊急貸与」を加え、次の2項を加える。

3 貸付金の返還期限は、月賦の場合は毎月25日と、半年賦の場合は4月25日及び10月25日と、年賦の場合は10月25日とする。ただし、25日が金融機関の休業日の場合は次の最初の営業日を返還期限とする。

4 返還方法を変更しようとする時は、育英資金返還方法変更願（別記第14号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第12条第1項第3号中「7号」を「19号」に改め、第3号を第5号とし、第2号中「6号」を「18号」に改め、第2号を第4号とし、第1号を次のように改める。

(1) 退学したとき。（別記第15号様式）

第12条第1項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 休学したとき。（別記第16号様式）

(3) 転学したとき。（別記第17号様式）

第12条中「15号」を「20号」に改める。

第13条中「8号」を「21号」に改める。

第15条中「9号」を「22号」に改める。

第16条中「10号」を「23号」に、「11号」を「24号」に改める。

第18条中「12号」を「25号」に改める。

第19条中「13号」を「26号」に改める。

第21条中「14号」を「27号」に改める。

別記第1号様式の2、別記第1号様式の3及び別記第1号様式の4を削り、別記第1号様式を次のとおり改める。

別記第1号様式（第5条関係）

申込番号

育英奨学生申請書（大学貸与）

申請者	フリガナ		性別	住所 〒	-		
	氏名		男・女	電 話	-		
	生年月日	年 月 日					
	在学学校名	国公立・私立			貸与月額	円	
		大 学 短期大学			修業年数	年	
	入学年度	学 年	学 部	学 科	通学区分	自 宅 自宅外	
					貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	他の奨学金の申込状況	・日本学生支援機構 ・その他の奨学金（ ） ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。					
生計の維持者	フリガナ		住所 〒	-		勤務先	
	氏名		電 話	-	-	電 話	
家族及び所得状況（本人を含む）	続柄	氏 名 生年月日（満年齢）	同居 別居の別	学 校 名 ・ 学 年 ・ 障 害 名 等	給与・年金等 収入額(万円)	事業・農業等 所得額(万円)	
		年 月 日(才)	同居 別居				
		年 月 日(才)	同居 別居				
		年 月 日(才)	同居 別居				
		年 月 日(才)	同居 別居				
		年 月 日(才)	同居 別居				
		年 月 日(才)	同居 別居				
		年 月 日(才)	同居 別居				
		年 月 日(才)	同居 別居				
				収入・所得の合計			
備考	上記のとおり相違ありませんので、育英奨学生として採用されるよう申請します。 年 月 日 熊本県教育委員会 様 本 人 氏 名 印 生 計 の 主 持 者 氏 名 印						

別記第2号様式を次のとおり改める。

別記第2号様式（第5条関係）

申込番号

育英奨学生申請書（修学貸与）

申請者	フリガナ					性別	住所 〒 -				
	氏名					男・女	電 話 - -				
	生年月日	年 月 日									
	在学学校名	国公立・私立 専修学校・高等専門学校・高等学校				通学区分	貸与月額		円		
						自宅・自宅外		修業年数		年	
	入学年度	学年	課程	全日・定時・通信 高等・専門	学科		貸与期間	年 月 から 年 月 まで			
	他の奨学金の申込状況	・熊本県育英資金（育英貸与） ・その他の奨学金（ ） ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。									
生維計の持主たる者	フリガナ					住所 〒 -	住居区分				
	氏名						持家・賃貸借 その他（ ）				
	勤務先					電 話 携帯電話	- -	- -	家賃		
家族及び所得状況（本人を含む）	続柄	氏名 生年月日（今年4/1現在の年齢）			同居別居の別	学校名・学年・ 障害名等			所得額 円		
		年 月 日（才）			同居別居						
		年 月 日（才）			同居別居						
		年 月 日（才）			同居別居						
		年 月 日（才）			同居別居						
		年 月 日（才）			同居別居						
		年 月 日（才）			同居別居						
		年 月 日（才）			同居別居						
		年 月 日（才）			同居別居						
		年 月 日（才）			同居別居						
					所得額の合計						
備考											
上記のとおり相違ありませんので、育英奨学生として採用されるよう申請します。 年 月 日 熊本県教育委員会 様 本人氏名 印 生計の主たる者氏名 印 維持者氏名 印											

別記第3号様式の2を削り、別記第3号様式を次のとおり改める。

別記第3号様式（第5条関係）

申込番号

育英奨学生申請書（育英貸与・緊急貸与）																
申 請 者	フリガナ						性別	住所 〒 -								
	氏名						男・女									
	生年月日	年 月 日						電 話 - -								
	在学学校名	国公立・私立								貸与月額		円				
									専修学校・高等学校		修業年数		年			
	入学年度	学年	課程	全日・定時・通信高等	学科	通学区分	自宅 自宅外	貸与期間	年 月から 年 月まで							
他の奨学金の申込状況	・熊本県育英資金（修学貸与） ・その他の奨学金（ ） ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。															
生 計 維 の 持 主 者 た	フリガナ						住所 〒 -							勤務先		
	氏名						電 話 - - 携帯電話 - -							電 話		
家 族 及 び 所 得 状 況 （ 本 人 を 含 む ）	続柄	氏 名 生年月日（満年齢）				同居別居の別	学 校 名 ・ 学 年 ・ 障 害 名 等				給与・年金等 収入額(万円)			事業・農業等 所得額(万円)		
		年 月 日(才)				同居 別居										
		年 月 日(才)				同居 別居										
		年 月 日(才)				同居 別居										
		年 月 日(才)				同居 別居										
		年 月 日(才)				同居 別居										
		年 月 日(才)				同居 別居										
		年 月 日(才)				同居 別居										
		年 月 日(才)				同居 別居										
						収入・所得の合計										